統　第　８７１　号
平成２５年２月１８日

各関係団体の長　殿

茨城県企画部統計課長
（公印省略）

平成 24 年経済センサス－活動調査集計結果（速報）の送付について

各種統計調査につきましては，日頃から御理解・御協力を賜り，厚くお礼申し上げます。

また，平成24年経済センサス－活動調査の実施にあたりましては，多大な御協力を賜りまして誠にありがとうございました。

さて，標記につきまして，本県分の集計結果がまとまりましたので送付いたします。また，結果の詳細につきましては，以下のホームページでも閲覧できますのでご活用ください。

なお，今回送付した集計結果は速報値となっており，本年8月以降に予定している確報値と異なる場合がありますのでご注意願います。

・茨城県（いばらき情報ネットワーク）＞労働・事業所＞経済センサス
http://www.pref.ibaraki.jp/tokei/

・総務省（平成 24 年経済センサス－活動調査　結果の概要）
http://www.stat.go.jp/data/e-census/2012/sokuho/gaiyo.htm

（担当）

茨城県企画部統計課　商工農林グループ
冨塚，佐藤，山口
電話：029－301－2656
FAX：029－301－2669
e-mail：tokei4@pref.ibaraki.lg.jp

農 政 第６５１－３号
平成２５年２月１５日

茨城県行政書士会会長　殿

茨城県農林水産部長
（公印省略）

農地法関係事務処理の手引き（農地転用許可関係）及び別冊（農地等の権利移動関係等）等の一部改正について（通知）

このことについて，農地法関係事務処理の手引き（農地転用許可関係。以下「転用関係」という。）及び（別冊　農地等の権利移動関係等。以下「権利移動関係」という。）並びに農地の埋立等に関する農地法上の取扱いについて（平成３年４月１日付け農管第６００号茨城県農地部長通知。以下「部長通知」という。）を別添新旧対照表のとおり改正し，転用関係及び部長通知については本日から，権利移動関係については，農地法施行規則の一部を改正する省令（平成２４年農林水産省令第６０号，同第６１号，平成２５年農林水産省令第３号）の各施行日から適用することといたしましたので通知します。

※ 主な改正事項

１「農地法関係事務処理の手引き（農地転用許可関係）」関係

茨城県農地転用制度運用連絡会における協議結果を踏まえた農地転用審査基準等の改正（一時転用期間延長の際の留意事項整理，住宅等建築物の建設を伴う転用面積規定の整理，露天の資材置場等に係る許可申請書に使用期間の明示及び許可後の工事進捗状況報告徴求，再生可能エネルギー発電設備に係る許可申請の添付書類，無線基地局における制限除外の取扱い等）

２「農地法関係事務処理の手引き（別冊　農地等の権利移動関係等）」関係

農地法施行規則の一部を改正する省令（平成２４年農林水産省令第６０号，同第６１号，平成２５年農林水産省令第３号）の施行に伴う規定の改正（相続人に対する特定遺贈，東日本大震災の被災市町村が集団移転促進事業を実施する場合に農地等の権利移動の制限の例外となったこと，家事事件手続法（平成２３年法律第５２号）の制定に伴う規定の整理等）

３「農地の埋立等に関する農地法上の取扱いについて」関係

農地埋立等における「土地所有者等の責任」及び建設発生土の「発生元証明書」の取扱いの明確化

農地法関係事務処理の手引き（農地転用関係）一部改正新旧対照表

新	旧
「事務処理要領編」 第４　制限除外の農地移動届の取扱い １　該当範囲 (2) 法５条関係 法５条第１項第７号（規則第５３条１号～１６号） 第４（補足）電気事業者及び認定電気通信事業者が行う制限除外に係る事業に伴う農地移動届の取扱いについて 〈制限除外該当〉 ①～⑤　（略） ⑥　①～⑤に必要な道路若しくは索道（事業者共通） （削除）	「事務処理要領編」 第４　制限除外の農地移動届の取扱い １　該当範囲 (2) 法５条関係 法５条第１項第７号（規則第５３条１号～１５号） 第４（補足）電気事業者及び認定電気通信事業者が行う制限除外に係る事業に伴う農地移動届の取扱いについて 〈制限除外該当〉 ①～⑤　（略） ⑥　①～⑤に必要な道路若しくは索道（事業者共通） ※　恒久的に設置される道路，つまり「施設」と同等のものを指し，一時的に設置する進入路は制限除外に該当せず，一時転用許可が必要。

新

「審査基準編」

第２　許可申請

４　許可申請書及び添付書類

(2) 添付書類（証明書類は，申請前３か月以内の原本とする。）

農地転用許可申請等に係る参考

法令	根拠条文	規制対象地域	規制内容	主な適用除外
森林法 26.6.26	第 10 条の2	地域森林計画対象民有林（保安林を除く）	1haを超える開発の場合は許可	
	第 10 条の7の2	地域森林計画対象民有林	森林の土地の所有者となった旨の事後の届出	
	第 10 条の8	地域森林計画対象民有林（保安林を除く）	1ha以下の開発の場合は届出	
	第27条	保安林	保安林の解除申請	
茨城県水源地域保全条例 24.10.3	第９条	指定地域	水源地域の土地の所有権等の移転等の事前の届出	
茨城県土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例 15.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)

旧

「審査基準編」

第２　許可申請

４　許可申請書及び添付書類

(2) 添付書類（証明書類は，申請前３か月以内の原本とする。）

農地転用許可申請等に係る参考

法令	根拠条文	規制対象地域	規制内容	主な適用除外
森林法 26.6.26	第 10 条の2	地域森林計画対象民有林（保安林を除く）	1haを超える開発の場合は許可	
	（追加）			
	第 10 条の8	地域森林計画対象民有林（保安林を除く）	1ha以下の開発の場合は届出	
	第27条	保安林	保安林の解除申請	
（追加）				
茨城県土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例 15.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)

新	旧
「審査基準編」 ② 用途別	「審査基準編」 ② 用途別

新

書類の内容	書類の種類	備　　考
9　土砂等による農地埋立	(略)	(略)
10　再生可能エネルギー発電設備	1　経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定書	再生可能エネルギーの固定価格買取制度で売電する場合
	2　電気会社からの接続検討状況が分かる書類(接続検討の回答書等)	回答書が出ていない場合は，今後の見通しを確認する。

旧

書類の内容	書類の種類	備　　考
9　土砂等による農地埋立	(略)	(略)

新	旧
「審査基準編」 記載例 事業経歴書（資材置場）（農地法第４条・第５条申請書添付参考資料） 申請者　住所：○○市○×字×△１１１１番 氏名：（株）○○建設　（代）○×　○○ １　（略） ２　申請地の利用計画 ①～②　（略） ③　管理方法及び使用期間 周囲をネットフェンスで囲い，門扉施錠。工事完了後○年間使用予定 ３～４　（略） ６　許可申請書の処理 (2) 知事の処理 ア　農林事務所の処理 ①　農林事務所長専決処分のもの （略） B　転用面積が2000㎡以上の場合並びに露天の資材置場及び駐車場等の場合は「農地転用許可後の工事進捗状況について」（様式第１－７号(4)）を報告させる条件を付す。	「審査基準編」 記載例 事業経歴書（資材置場）（農地法第４条・第５条申請書添付参考資料） 申請者　住所：○○市○×字×△１１１１番 氏名：（株）○○建設　（代）○×　○○ １　（略） ２　申請地の利用計画 ①～②　（略） ③　管理方法 周囲をネットフェンスで囲い，門扉施錠。（追加） ３～４　（略） ６　許可申請書の処理 (2) 知事の処理 ア　農林事務所の処理 ①　農林事務所長専決処分のもの （略） B　転用面積が2000㎡以上の場合は「農地転用許可後の工事進捗状況について」（様式第１－７号(4)）を報告させる条件を付す。

新

「審査基準編」

第３　許可基準

４　転用目的別の許可基準

審査事項	審査上確認する書類等
(1) 住宅等建築物の建設を伴う転用 敷地の形状,建物の配置等から必要最小限度の面積であること。 ①　自己住宅 ・甲種農地の場合 上限を概ね５００平方メートル以内（法面・進入路，過小残地等を含む。）とする。 ・それ以外の農地区分の場合 上限を概ね５００平方メートル（法面・進入路，過少残地等を除く有効面積）とする。 ただし，公共事業の代替地の場合は，効率的な土地利用計画のものに限り，従前の面積の１．１倍を限度として許可できるものとする。 〔注〕法面・進入路，過小残地等の有効面積以外の箇所は，一般基準「必要性」にて必要最小限の面積を判断する。 ※　市街化調整区域において，都市計画法の開発許可との調整が整ったものであること。	・建物等施設の平面図 ・土地利用計画

旧

「審査基準編」

第３　許可基準

４　転用目的別の許可基準

審査事項	審査上確認する書類等
(1) 住宅等建築物の建設を伴う転用 敷地の形状,建物の配置等から必要最小限度の面積であること。 ①　自己住宅 上限を概ね５００平方メートル（法面・進入路，過少残地等を除く有効面積）とする。 ただし，公共事業の代替地の場合は，効率的な土地利用計画のものに限り，従前の面積の１．１倍を限度として許可できるものとする。 〔注〕市街化調整区域において，都市計画法の開発許可との調整が整ったものについてはこの限りではない。 （ただし，甲種農地は概ね 500 平方メートル以内とする。）	・建物等施設の平面図 ・土地利用計画

新	旧
「審査基準編」	「審査基準編」

② 農家住宅 ・甲種農地の場合 上限を概ね５００平方メートル以内（法面・進入路，過小残地等を含む。）とする。 ・それ以外の農地区分の場合 農家には農作業場等が必要なことから，上限を概ね１，０００平方メートル（法面・進入路，過少残地等を除く有効面積）とする（住宅に附帯し，農作業所・農業用倉庫が必要な場合は，別途考慮する。）。 ただし，公共事業の代替地の場合は，効率的な土地利用計画のものに限り，従前地の面積 1.1 倍を限度として許可できるものとする。 〔注〕「概ね」とは，①，②ともに１割程度の範囲とする。	・建物等施設の平面図 ・土地利用計画
〔過小残地〕 ○事例 １ 許可対象となる場合 （１）申請地が農地以外の土地に囲まれている場合 （図 略）	

② 農家住宅 農家には農作業場等が必要なことから，上限を概ね１，０００平方メートル（法面・進入路，過少残地等を除く有効面積）とする（住宅に附帯し，農作業所・農業用倉庫が必要な場合は，別途考慮する。）。 ただし，公共事業の代替地の場合は，効率的な土地利用計画のものに限り，従前地の面積 1.1 倍を限度として許可できるものとする。 〔注〕「概ね」とは，①，②ともに１割程度の範囲とする。	・建物等施設の平面図 ・土地利用計画
〔過小残地〕 ○事例 １ 許可対象となる場合（申請地が農地以外の土地に囲まれている場合） （図 略）	

新	旧
「審査基準編」 （2）申請地の隣接地が農地であるが，農地として一体利用できない場合 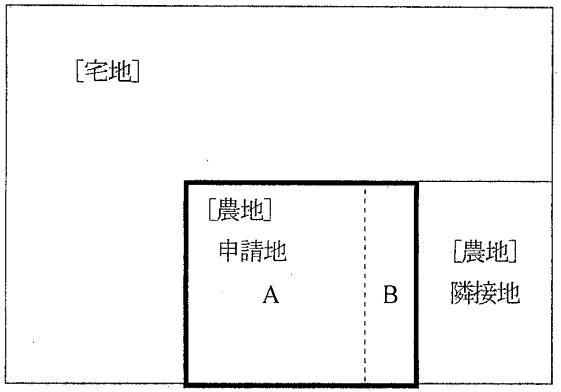 筆界 申請地 A＝５００㎡（農地） B＝　９０㎡（農地） A+B＝５９０㎡での転用を認める。 ※　B地が農地として一体利用できない場合の例 ・隣接地農地の耕作者がB地の耕作を希望しない場合等 2　許可対象とならない場合（申請地が周辺農地と一体利用できる場合） （図　略）	「審査基準編」 （追加） 2　許可対象とならない場合（申請地が周辺農地と一体利用できる場合） （図　略）

新		旧	
「審査基準編」		「審査基準編」	
(6) 砂利採取事業，土採取事業，岩石採取事業 ①～④　(略) ⑤　農振農用地区域における一時転用については，市町村が定められた農業振興整備計画に支障を及ぼすおそれがないと認められ，３年以内に農地復元しなければならないこと及び砂利の採取を目的とする場合，農地復元を担保するために「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成１２・６・１付け１２構改Ｂ４０４号) の第６の１のウに記載されている措置が講じられているか注意すること。 また，やむを得ず，一時転用を更新する際には，市町村が定めた農業振興地域整備計画に支障を及ぼすおそれがないと認められ，砂利の採取を目的とする場合，農地復元を担保するために「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成１２・６・１付け１２構改Ｂ４０４号) の第６の１のウに記載されている措置が講じられているか注意すること。	・市町村長の意見書 ・農地復元の履行保証契約	(6) 砂利採取事業，土採取事業，岩石採取事業 ①～④　(略) ⑤　農振農用地区域における一時転用については，市町村が定められた農業振興整備計画に支障を及ぼすおそれがないと認められ，３年以内に農地復元しなければならないこと及び砂利の採取を目的とする場合，農地復元を担保するために「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成１２・６・１付け１２構改Ｂ４０４号) の第６の１のウに記載されている措置が講じられているか注意すること。 (追加)	・市町村長の意見書 ・農地復元の履行保証契約

新	旧
「審査基準編」 (9) 再生可能エネルギー発電設備の建設 立地基準について，現行基準に基づき以下のとおり判断する。 ① 第３種農地の場合 原則許可。 ② 第２種農地の場合 代替性を検討（※）のうえ許可。 ※受光障害の有無（日照状況），地盤の状況，送電線までの距離等 ③ 甲種農地，第１種農地の場合 原則不許可。 ・経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定書（固定価格買取制度で売電する場合） ・電気会社からの接続検討状況が分かる書類（接続検討の回答書　等）	「審査基準編」 （追加）

新

「通知編」

（参考）県農業会議常任会議員会議への農地転用許可諮問における諮問書記載及び説明の取扱いについて

記載・説明事項		記載内容・説明内容
①～②　略		
③備考欄	農地区分の記載	農地区分を記載する。 （記載例）農用地，甲種，１種，２種，３種
	一時転用期間の記載	転用期間の記載の表現を統一する。 （記載例）「転用期間３年間」等
	以下略	
	遠隔地の申請人（譲渡人）が農地を所有していた原因	農地取得原因を記載する。 （記載例）「相続」等 ＊　譲渡人が外国人の場合も記載する。 （削除）
	転用目的別記載事項の統一	（記載例） 植林→樹木の種類・本数及び植林の理由 （削除） ＊（記載例） 「桧500本」，「日照不足又は周囲山林」 太陽光発電パネル →パネル枚数(200W×100枚=20kW)
④説明項目の統一	共通説明事項	説明項目の統一を図る。 （説明項目） ・申請地の位置，周辺の状況，農地区分 ・申請人の職業，業務活動 （以下略）
⑤　略		

旧

「通知編」

（参考）県農業会議常任会議員会議への農地転用許可諮問における諮問書記載及び説明の取扱いについて

記載・説明事項		記載内容・説明内容
①～②　略		
③備考欄	（追加）	
	一時転用期間の記載	転用期間の記載の表現を統一する。 （記載例）「転用期間３年間」等
	以下略	
	遠隔地の申請人（譲渡人）が農地を所有していた原因	農地取得原因を記載する。 （記載例）「相続」等 ＊　譲渡人が外国人の場合も記載する。 （記載例）「自作農財産売渡し」等
	転用目的別記載事項の統一	（記載例） 植林→樹木の種類・本数及び植林の理由 （＊追認は記載しない） ＊（記載例） 「桧500本」，「日照不足又は周囲山林」
④説明項目の統一	共通説明事項	説明項目の統一を図る。 （説明項目） ・申請地の位置，周辺の状況 ・申請人の職業，業務活動 （以下略）
⑤　略		

農地法関係事務処理の手引き（農地等の権利移動関係等）一部改正新旧対照表

新

「事務処理要領編」

第１　農地等の権利移動関係の取扱い（法第３条）

１　許可申請

(1)　該当範囲

個人又は農業生産法人若しくは農業生産法人以外の法人が，農地等について，権利の設定又は移転をしようとする場合（農業生産法人以外の法人等は使用貸借による権利又は賃借権の設定のみ）

なお，農地法第３条の許可を要しない場合は，農地法第３条第１項各号及び農地法施行規則第１５条各号に該当する場合のほか，農地法第３条の３第１項により届け出なければならない場合である。

(2)　許可申請者

イ　遺贈（相続人以外に対する特定遺贈に限る。）その他の単独行為によって農地等の権利が設定され又は移転される場合には，その単独行為をする者（例えば，相続人以外に対する特定遺贈の場合には，受遺者及び遺言者の相続人又は遺言執行者）

ウ　その申請に係る権利の設定又は移転に関し，判決が確定し，裁判上の和解若しくは請求の認諾があり，民事調停法により調停が成立し，又は家事事件手続法により，審判が確定し，若しくは調停が成立した場合には，権利を取得しようとする者

(4)　許可申請書及び添付書類

ウ　添付書類

	書類	備考
単独申請		
	公正証書の写し	特定遺贈（相続人以外に対する特定遺贈に限る。）の場合
	家事審判書正本の写し（確定したものに限る。）又は審判確定証明書若しくは調停調書の写し	家事審判の確定又は調停が成立した場合

旧

「事務処理要領編」

第１　農地等の権利移動関係の取扱い（法第３条）

１　許可申請

(1)　該当範囲

個人又は農業生産法人若しくは農業生産法人以外の法人が，農地等について，権利の設定又は移転をしようとする場合（農業生産法人以外の法人等は使用貸借による権利又は賃借権の設定のみ）

（追加）

(2)　許可申請者

イ　遺贈（特定遺贈の場合）その他の単独行為によって農地等の権利が設定され又は移転される場合には，その単独行為をする者（例えば，特定遺贈の場合には，遺言者の相続人若しくは遺言執行者）

ウ　その申請に係る権利の設定又は移転に関し，判決が確定し，裁判上の和解若しくは請求の認諾があり，民事調停法により調停が成立し，又は家事審判法により，審判が確定し，若しくは調停が成立した場合には，権利を取得しようとする者

(4)　許可申請書及び添付書類

ウ　添付書類

	書類	備考
単独申請		
	公正証書の写し	特定遺贈の場合
	家事審判書又は調停調書の写し	家事審判の確定又は調停が成立した場合

新	旧
「事務処理要領編」 (10) 農業生産法人以外の法人等（法第３条第３項関係）の取扱い ア～ウ　(略) エ　許可条件（法第３条第６項） (ｲ) 農業委員会による報告書の徴収及び整理 a～b　(略) c　上記処理を了した場合，農地基本台帳の所定の箇所に報告内容等を記載しておくことが望ましい。	「事務処理要領編」 (10) 農業生産法人以外の法人等（法第３条第３項関係）の取扱い ア～ウ　(略) エ　許可条件（法第３条第６項） (ｲ) 農業委員会による報告書の徴収及び整理 a～b　(略) (追加)
(11) 法第３条の２関係の取扱い ウ　法第３条の２第２項による許可の取消し 法第３条第３項の規定の適用を受けて同条第１項の許可を受けた者が，次の(ｱ)，(ｲ)のいずれかに該当する場合には，許可を取り消さなければならない。 この場合の手続については，行政手続法(平成５年法律第 88 号。以下同じ。)第３章の規定により行う。※ 上記処理を了した場合，農地基本台帳の所定の箇所に取消し内容等を記載しておくことが望ましい。	(11) 法第３条の２関係の取扱い ウ　法第３条の２第２項による許可の取消し 法第３条第３項の規定の適用を受けて同条第１項の許可を受けた者が，次の(ｱ)，(ｲ)のいずれかに該当する場合には，許可を取り消さなければならない。 この場合の手続については，行政手続法(平成５年法律第 88 号。以下同じ。)第３章の規定により行う。※ (追加)
2　届出 (1) 農地の権利を取得したことの届出（法第３条の３） ア　該当範囲 相続（遺産分割，包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を含む。），法人の合併・分割，時効等の法第３条第１項の許可を受けないでした権利取得等	2　届出 (1) 農地の権利を取得したことの届出（法第３条の３） ア　該当範囲 相続（遺産分割及び包括遺贈を含む。），法人の合併・分割，時効等の法第３条第１項の許可を受けないでした権利取得等
エ　事務処理上の留意事項 (ｱ)～(ｲ)　(略) (ｳ)　上記処理を了した場合，農地基本台帳の所定の箇所に届出内容等を記載しておくことが望ましい。	エ　事務処理上の留意事項 (ｱ)～(ｲ)　(略) (追加)

新

「事務処理要領編」

様式第１－１４号

農地法第３条の３第１項の規定による届出書

農業委員会会長　殿

〈届出者〉
住所
職業
氏名　印

この届出に係る連絡先	氏名	
	電話番号	（　　）

下記農地（採草放牧地）について｛相続（遺産分割・包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を含む）／法人の合併・分割／その他（　　）｝により｛所有権／賃借権／その他（　　）｝を取得したので，農地法第３条の３第１項の規定により届け出ます。

旧

「事務処理要領編」

様式第１－１４号

農地法第３条の３第１項の規定による届出書

農業委員会会長　殿

〈届出者〉
住所
職業
氏名　印

この届出に係る連絡先	氏名	
	電話番号	（　　）

下記農地（採草放牧地）について｛相続（遺産分割・包括遺贈を含む）／法人の合併・分割／その他（　　）｝により｛所有権／賃借権／その他（　　）｝を取得したので，農地法第３条の３第１項の規定により届け出ます。

新	旧
「事務処理要領編」 記 1～2　（略） 3　権利取得した事由（該当するものに印（レ）を付し，必要事項を記入してください。） □相続（遺産分割・包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を含む）　□法人の合併・分割　□その他 （被相続人等の氏名）　（合併又は分割前の法人の名称）　（取得事由） （届出者との続柄）　（前所有者の氏名） 4～5　（略）	「事務処理要領編」 記 1～2　（略） 3　権利取得した事由（該当するものに印（レ）を付し，必要事項を記入してください。） □相続（遺産分割・包括遺贈を含む）　□法人の合併・分割　□その他 （被相続人等の氏名）　（合併又は分割前の法人の名称）　（取得事由） （届出者との続柄）　（前所有者の氏名） 4～5　（略）

「農地の埋立等に関する農地法上の取扱いについて」一部改正新旧対照表

新	旧
第１　農地の埋立等に関する農地法上の取扱いについて １（略） ２（本文）～（１）　（略） （２）従前の作土と同等以上の土を用いて，埋立等を行うものであること。ただし，当該土が「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成１６年茨城県規則第４１号）」第７条第２項に規定する「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成３年建設省令第１９号）」別表第１に掲げる第１種建設発生土，第２種建設発生土又は第３種建設発生土（建設汚泥処理土（建設汚泥を中間処理した，いわゆる改良土）は除く。）（以下，「建設発生土」という。）である場合には，次のア又はイに掲げるものに限る。 ３　土地所有者等は，事業内容を把握した後に申請するとともに，転用事業が行われている間，違反転用の発生を防止するため，埋立等事業計画に定められたとおり実施されているかを定期的に把握するとともに，計画どおり実施していないとき又はそのおそれがあることを知ったときは，直ちに事業を行う者に対し事業の中止及び原状回復を求めるとともに，その旨を農業委員会に連絡する。	第１　農地の埋立等に関する農地法上の取扱いについて １（略） ２（本文）～（１）　（略） （２）従前の作土と同等以上の土（当該土が建設発生土（「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成１６年茨城県規則第４１号）」第７条第２項に規定する「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成３年建設省令第１９号）」別表第１に掲げる第１種建設発生土，第２種建設発生土又は第３種建設発生土に該当するものであること。以下「建設発生土」という。ただし，建設発生土に建設汚泥処理土（建設汚泥を中間処理した，いわゆる改良土）は含まないこと。）である場合には，次のア又はイに掲げるものに限る。）を用いて，埋立等を行うものであること。 （追加）
第２　農地転用許可の取扱い １　（略） ２　添付書類 （１）～（３）　（略） （４）建設発生土による埋立等を行う場合は，発生土証明書（様式第４号） ※　証明書に記載されている発生現場等について，必要に応じて現場確認等を実施する。 ３～４　（略） 第３～第４　（略）	第２　農地転用許可の取扱い １　（略） ２　添付書類 （１）～（３）　（略） （４）建設発生土による埋立等を行う場合は，発生土証明書（様式第４号） （追加） ３～４　（略） 第３～第４　（略）

建 指 第 １１０１ 号
平成２５年２月２５日

茨城県行政書士会　会長　殿

茨城県土木部都市局建築指導課長

都市計画法に基づく開発許可等の事務に関する権限の移譲について（通知）

本県の開発行政の推進につきましては，日頃より特段の御支援・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて，地方分権を推進し基礎自治体が自主的かつ総合的にまちづくりに取り組めるよう，平成２５年４月１日から下記の事務に係る権限を潮来市長及び東海村長に移譲することとなりました。

つきましては，開発許可の申請及び相談等の取扱い窓口が変更になりますので，貴下会員各位に御周知下さいますようよろしくお願い致します。

記

■潮来市への移譲事務
都市計画法に基づく開発行為の許可等に関する事務

問い合わせ先　・茨城県土木部都市局建築指導課（宅地担当）
TEL 029-301-4732
・茨城県鹿行県民センター建築指導課（宅地担当）
TEL 0291-33-4114
・潮来市建設部都市計画課（都市計画グループ）
TEL 0299-63-1111 (内) 347

■東海村への移譲事務
都市計画法に基づく開発行為の許可等に関する事務

問い合わせ先　・茨城県土木部都市局建築指導課（宅地担当）
TEL 029-301-4732
・茨城県県民センター総室県央建築指導室（宅地担当）
TEL 029-301-4787
・東海村建設水道部都市政策課（建築担当）
TEL 029-282-1711 (内) 1245

監　第　９５０　号
平成２５年２月２６日

茨城県行政書士会会長　殿

茨城県土木部長

建設業法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

このことについて，平成２５年２月１３日付けで建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成２５年国土交通省令第４号）が公布され，平成２５年４月１日から施行されることとなりました。

これに伴い，建設業の許可等の申請に際して必要となる建設業法施行規則に基づく提出書類について，所要の改正が行われました。

今般の改正の内容については資料を別添のとおり送付いたしますので，貴職におかれましてはその趣旨を十分ご理解のうえ，事務処理に当たっては遺漏なく措置されるようお願いいたします。

参考

事　務　連　絡
平成25年2月13日

各地方整備局建政部担当者
各都道府県主管部局担当者　殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課

建設業法施行規則の一部を改正する省令の公布について

建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により建設業者が作成・提出すべきとされている各事業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）の様式等については、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）に規定されており、その内容は会社法（平成17年法律第86号）、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）、企業会計基準等に準拠して定められています。

平成23年3月に会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の制定及びその他の会計基準の改正等を踏まえて施行された会社計算規則の一部を改正する省令（平成23年法務省令第6号）により株式会社の財務諸表の作成方法が変更されました。これに伴い、今般、平成25年2月13日付けで建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成25年国土交通省令第4号）が公布され、平成25年4月1日から施行されることとなりました。

今般の改正の内容については資料を別添のとおり送付いたしますので、貴職におかれましては、事務処理に当たって遺漏なく措置されるようお願いいたします。

平成25年2月13日
国土交通省
土地・建設産業局建設業課

建設業法施行規則の一部改正について

1．背景

建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により建設業者が作成・提出すべきとされている各事業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）の様式等については、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）に規定されている。

平成23年3月に会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の制定及びその他の会計基準の改正等を踏まえて施行された会社計算規則の一部を改正する省令（平成23年法務省令第6号）により株式会社の財務諸表の作成方法が変更された。これに伴い、今般、平成25年2月13日付けで建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成25年国土交通省令第4号）が公布され、平成25年4月1日から施行されることとなった。

2．概要

① 株主資本等変動計算書（別記様式第17号）の見直し

・ 会社計算規則の改正を踏まえ、「前期末残高」の表現を「当期首残高」へ改めるとともに、会社計算規則に則した記載要領を追加する。

② 注記表（別記様式第17号の2）の見直し

・ 会社計算規則の改正を踏まえ、注記事項として「会計方針の変更」、「表示方法の変更」、「会計上の見積りの変更」、「誤謬（びゅう）の訂正」を追加する。

・ 会社計算規則の改正を踏まえ、一株当たり情報に係る注記の記載要領に、株式を併合又は分割した場合における記載事項を追加する。

③ 用語の整理（別記様式第17号の2関係）

・ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）と表記を揃えるため、関連当事者との取引の注記事項に係る「属性」の表現を「種類」へ改めるとともに、記載要領に「種類」の定義を追加する。

④ その他

・ その他所要の改正を行う。

⑤ 適用関係

・ 本改正は、平成24年4月1日以後に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき株主資本等変動計算書及び注記表について適用する（同日前に開始した事業年度に係るものについては、なお従前の例によることができる）。

3．スケジュール

公　　布　平成25年2月13日（水）
施　　行　平成25年4月1日（月）

詳細は行政書士会ホームページの
会員のページに掲載してあります。

東農委発第２６４号
平成２５年３月４日

茨城県行政書士会
会長　國井　豊　様

東海村農業委員会会長　岩田　廣隆

農地関係許可申請等の受付期間及び総会開催日の変更について

時下　益々御盛栄のこととお喜び申し上げます。
また，日頃より当村の農業行政に深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて，東海村農業委員会では，本年４月から農地転用許可の権限移譲（２ｈａ以下の転用）を受けるにあたり，茨城県農業会議常任会議員会議の開催に合わせて農業委員会総会及び申請受付期間を変更いたしますので貴会所属の行政書士の方々へご周知くださいますようお願いいたします。

記

○これまでの総会開催日
・毎月２５日（２５日が閉庁日の場合は翌開庁日）
○これまでの受付期間
・総会当月の７日から１１日（１１日が閉庁日の場合は直前の開庁日を最終日とする。）

⇩

○４月からの総会開催日
・原則毎月１０日（１０日が土・日曜日、祝日の場合は１０日以降の最初の開庁日）
○４月からの受付期間
・総会前月の２０日から２５日
（受付期間内の午前８時３０分～午後５時１５分とし土・日曜日，祝日を除く。）

※権限移譲後の最初の申請書等の受付期間は４月２２日（月）から２５日（木）までとなります。
※その他の総会審議案件も全て上記日程に変更となります。

【お問い合わせ先】
東海村農業委員会事務局　担当：三浦
〒３１９－１１９２
東海村東海三丁目７番１号
電話　029-282-1711 内線（1437）
FAX　029-287-0479
E-mail　nougyou@vill.tokai.ibaraki.jp